

追加情報

「平成 27 年の 相続税・贈与税入門の入門」（平成 27 年 4 月 30 日発行）につき、平成 27 年 4 月 3 日付で、「財産評価基本通達」が改正されて、平成 27 年 4 月 1 日以後に相続等により取得した非上場株式等については、

「評価益×40%」が「**評価益×38%**」

になりました。

つきましては、本書の下記のページの該当部分を次のように読み替えてください。

① P 209 から P 211 まで

「評価益×40%」を「**評価益×38%**」に

② P 224

「評価益×40%」を「**評価益×38%**」に

「×40%」を「**×38%**」に

③ P 235

「評価益の 40%」を「**評価益の 38%**」に

税務研究会出版局

(H27.5.21)